

(様式第2号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	BIWAKOスキヤねん保険者協議会事務局業務の一部業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目1番1号ほか
概要	スマートフォンアプリケーションを活用した健康推進アプリポイント事業「BIWA-TEKUアプリ」の運営主体である「BIWAKOスキヤねん保険者協議会」が行う会議、問合せ対応、商品募集、当選者選出等の業務。
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	3,927,000円
契約の相手方	〔所在地〕野洲市小篠原1115番地の5 〔名称〕株式会社PKBソリューション
契約相手方の選定理由	健康推進アプリBIWA-TEKUを運営するBIWAKOスキヤねん保険者協議会は平成29年に発足し、現在県及び県下17市町と各保険者で運営されている。代表保険者については17市町の輪番制で担当しており、その事務局業務の一部は、協議会発足当初から、アプリ開発者である株式会社PKBソリューションに業務委託されているため、大津市が代表保険者となる令和8年度においても、当該業者を選定するもの。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。